

議案第 98 号

京丹後市個人情報保護条例及び京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

京丹後市個人情報保護条例及び京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

令和 3 年 5 月 19 日公布、令和 3 年 9 月 1 日から施行されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市個人情報保護条例及び京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 京丹後市個人情報保護条例(平成17年京丹後市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第37条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年京丹後市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市個人情報保護条例(平成17年京丹後市条例第11号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月30日 条例第11号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条～第36条 (略) (保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 <u>総務大臣</u> 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</p> <p>第38条～第62条 (略)</p>	<p>京丹後市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月30日 条例第11号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条～第36条 (略) (保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 <u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</p> <p>第38条～第62条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
 条例(平成27年京丹後市条例第60号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月22日 条例第60号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。) 第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法<u>第19条第10号</u>の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月22日 条例第60号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。) 第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法<u>第19条第11号</u>の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>